

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成27年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区 分	H 2 7	H 2 6	H 2 5	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	9.3%	10.5%	11.2%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	41.9%	62.7%	68.2%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区 分	H 2 7	H 2 6	H 2 5	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

自家用薪材（毎戸薪）の売却について

自家用薪材（毎戸薪）を下記のとおり売却します。

【売却数量】 1世帯につき1棚

【売却代金】 2,800～4,500円/棚

【売却予定箇所】 ○矢坂・矢坂地区：薄井沢地内 ○粕毛沢地区：萱沢地内 ○大沢地区：釜谷地内
○藤琴本郷地区：清水袋、大屋布地内 ○藤琴沢地区：堰根沢、板清水、横倉地内

※希望者数によっては箇所を変更する場合があります。

※雑木育成分収林設定地区は、分収林を優先してください。

【申込方法】 回覧板の自家用薪材売却申請書に氏名の記入と押印をしてください。

【申込期日】 平成28年11月2日（水）必着

※期日までに回覧が届かなかった場合、農林課までご連絡ください。

【売却条件】

- ①町税、水道など納入金滞納世帯は除きます。
- ②自家用薪材以外の用途に供しないこと。（他人に売却してはならない）
- ③名義を貸し借りしないこと。
- ④国有林材を買い受け、もしくは出願中の世帯は除きます。
- ⑤平成28年度内に町から支障木等を買った世帯は除きます。
- ⑥過去に上記②または③の条件に反した世帯は除きます。
- ⑦伐採期間満了後、跡地検査を行い、残存立木については町に帰属します。

【伐採期限】 平成29年3月31日

【お問い合わせ先】 藤里町農林課 林業振興係（☎79-2114）